

支援対象	支援方法	CISAFの 該当箇所 (注2)
再生可能エネルギー 再エネ生産設備、RFNBO(グリーン水素を主体とする非バイオ由来の再生可能燃料)生産設備、バイオ燃料・RFNBOの貯蔵施設、電力・熱貯蔵施設への投資	(a)または(b) (a)投資に対する支援: ・競争入札による決定(補助対象費用の最大100%まで) または ・行政手続による支援(補助対象費用の最大45%まで。小規模事業者は65%、中規模事業者は55%まで引き上げが可能) ただし、再エネ発電設備は入札のみ。 (b)直接価格支援(FIPまたは差額支援) ただし、電力・熱貯蔵施設は対象外。	4.1
低炭素燃料 低炭素燃料(カーボンリサイクル燃料、低炭素水素、低炭素水素を原料とした合成ガス・合成燃料を含む。)の生産・貯蔵施設への投資	(a)または(b) (a)投資に対する支援: ・競争入札による決定(補助対象費用の最大100%まで) または ・行政手続による支援(補助対象費用の最大20%まで。小規模事業者は40%、中規模事業者は30%まで引き上げが可能) (b)直接価格支援(FIPまたは差額支援) ただし、電力系統から供給される電力を用いて低炭素燃料を生産する時間帯が年間で80%以上となる場合は対象外。	4.2
非化石エネルギーにより電力システムの柔軟性を提供する設備 化石燃料によらない柔軟性を提供する設備の新設(柔軟性の増加、容量増加、耐用年数の延長、化石から非化石エネルギーへのエネルギー源の転換に必要な投資を含む。具体的には、デマンドレスポンス、電力貯蔵設備など。)	柔軟性容量提供契約により、直接交付金を提供(単位容量あたりの価格による入札を実施)	4.3
産業の脱炭素化 (a)または(b)の条件を満たす、温室効果ガスの排出量削減またはエネルギー効率向上のための投資。ただし、天然ガス以外の化石燃料を用いた生産のための投資は対象外。 (a)補助金がなければ実施されない排出量削減であり、EUの政策や気候中立目標と整合的な企業の移行計画に沿って行われること。 (b)単位生産量あたりのエネルギー消費量が20%以上(すでに脱炭素化されたプロセスの場合は、10%以上)削減され、かつ、投資回収期間が5年以上であること。	(a)または(b)または(c)の方法で支援額を決定 (a)補助率 ・水素・水素由来燃料の使用を可能にする投資の場合(使用する水素などのうち、RFNBOの割合が40%以上であることが条件):最大60% ・再エネ、エネルギー貯蔵、柔軟な電化(電気料金シグナルに合わせて電力需要を変化させることが可能なものなど)、炭素回収装置への投資の場合:最大45% ・低炭素燃料の使用を可能にするための投資の場合:最大35% ・低炭素燃料の生産設備への投資の場合:最大20% ・その他の技術の場合:最大30% ※ただし、小規模事業者には10ポイント、中規模事業者には5ポイントの補助率上乘せが可能。 ※税額控除の場合、その未使用分は4年間にわたり繰り延べ可。さらに、4年後に残った税額控除の未使用分は還付を受けることが可能。 (b)資金ギャップの計算(注1) (c)競争入札による補助額決定	5 *
クリーン技術の製造能力増強 以下の技術に関して、最終製品、主要特定部品、またはそれに必要な重要原材料の製造能力を増強する投資 太陽光(太陽熱)発電、陸上風力、洋上再エネ(洋上風力、海流発電等)、蓄電池、エネルギー貯蔵技術、ヒートポンプ、地熱発電、水素、サステナブルバイオガス/バイオメタン、二酸化炭素(CO2)回収・貯留(CCS)、グリッド技術、核融合、代替燃料、水力発電、エネルギーシステム関連省エネ技術(EMSなど)、バイオテック、脱炭素化に向けた産業技術(電気アーク炉、電気誘導炉、電気ボイラなど)、原子力 など	投資に対する支援 補助率:支援地域aは最大35%、支援地域cは20%、それ以外は15%。加えて、小規模事業者は20ポイント、中規模事業者は10ポイントの補助率上乘せが可能。 ※税額控除の場合、レジリエンス目標を追加的に設定し、これに合致する場合は増額も可能。 ※税額控除の場合、その未使用分は4年間にわたり繰り延べ可。さらに、4年後に残った税額控除の未使用分は還付を受けることが可能。 また、EEA域外で同じ投資をする場合に受けられる補助額と、EEA域内で投資をするための資金ギャップの低い方を限度に、一時的に支援することも可能。	6.1、6.2 ANNEX 2 *
クリーン技術を用いた最終製品 上記の対象技術に関する最終製品	加速償却または即時償却(耐用年数が15年以下の機器のみ) 加速償却は30%/年以上とすることが可能。 標準償却、加速償却、一部加速償却の中から事業者が償却スケジュールを決定できる。 また、社用車向けのゼロエミッション車に対しても加速償却の対象とできる。 さらに、レジリエンスに資する物品の取得またはリースの場合には最も寛大な形態の加速償却を行うことが可能。	6.3 *

(注1)当該投資の割引現在価値(NPV)を計算し、投資をしない場合のNPVとの差額(ギャップ)が支援額となる。
(注2)*印の部分は、欧州委員会が7月2日に発表した「tax incentives to support the Clean Industrial Deal and in light of the Clean Industrial Deal State aid Framework」文書にて記載されている内容。
(注3)本表に記載の内容はあくまで概略であり、この他に細かい要件が多く存在する。